

第2節 公園

(1) アメリカ

I 整備状況

○制度

種別	公園面積 (千ヘクタール)	整備主体	費用負担	管理主体	費用負担
国立公園	76,362* (1990)	連邦(内務省国立公園局)	連邦	連邦	連邦
州営公園	11,238* (1990)	州	連邦 州	州	連邦 州
地方公園		郡 市町村	州、郡 州、市町村	郡 市町村	州、郡 州、市町村

*国立公園及び州営公園に係る公園面積は森林地域、レクリエーション地域を含む。
年次は会計年度である（この章において以下同じ。）。

（出所：U.S. Department of Commerce, "Statistical Abstract of the United States 1992;" National Association of State Park Directors, "Annual Information Exchange 1991"）

○財源（単位：百万ドル）

◇総歳出（ただし、費目は「公園・レクリエーション」）

州、郡及び市町村 14,326 (1990)

◇特定財源 土地及び水面保全基金 (Land and Water Conservation Fund: L&WCF)

総額 342 (拠出額：州 30、連邦 312) (1991)

（出所：U.S. Department of Commerce, "Statistical Abstract of the United States 1992;" Land and Water Conservation Fund, "Report to Congress"）

○整備水準

一人当たり公園面積 (m²/人)

ワシントンD.C. 45.7(1976) シカゴ 23.9(1984) ニュー・ヨーク 23.0(1989)

ロス・アンゼルス 21.5(1984)

(出所:「公園緑地」1985年5月号、建設省都市局公園緑地課資料)

II 連邦、州、郡、市町村の役割分担

① 基本的考え方

米国では、制度上、営造物公園と地域制公園の区分はないが、ほとんどの公園が公有地である。

国立公園は、国土の代表的な景観を保護し、野外レクリエーションの中核を提供するものであり、様々な特徴を持つものが、国立公園体系(National Parks System)の中に位置付けられている。連邦が整備・管理しており、特に都市地域の国立公園には史跡地、自然地又はレクリエーション地域に区分されるものが多く、我が国の国営公園に相当するものと言える。

州営公園及び地方公園については、州を中心として、それぞれの地域の社会的、経済的、自然的条件に応じた制度が作られている。連邦は、補助金等を通じ、州等に援助を行っている。州営公園は、国立公園と都市部の公園の中間的な性格を持つもので、都市近郊の日帰り圏(100マイル圏)に配置されている。地方公園には、郡営公園、市営公園等がある。また、公園整備によるレクリエーションの供給を目的とした特別区(special district)が設立されることもある(例えばシカゴ公園区)。

② 連邦の関与

連邦は、計画策定から整備、管理、運用に至る種々の段階において、州、郡、市町村に対して財政的・技術的援助を行っている。

このほか、レクリエーション施設の使用料、レクリエーション用のモーターボートに係る燃料税等を財源とする土地及び水面保全基金が、公園用地の取得と野外レクリエーション施設の設置に対して、内務省のガイドラインに基づき、郡、市町村に補助金を交付している(L&WCF法)。

(出所:「公園緑地」1985年5月号)

(2)イギリス

I 整備状況

○制度

種別	整備主体	費用負担	管理主体	費用負担
王立公園	——	——	国(競省)	国
都市公園 (シティ・パーク)	県 市町村 ロンドン特別区	県 市町村 ロンドン特別区	県 市町村 ロンドン特別区	県 市町村 ロンドン特別区
田園公園 (カントリー・パーク)	県 市町村 ロンドン特別区	国、県 国、市町村 国、ロンドン特別区	県 市町村 ロンドン特別区	国、県 国、市町村 ロンドン特別区

(出所:「公園緑地」1977年2月号)

○整備水準

一人当たり公園面積 (m²/人)

ロンドン 25.6(1982)

(出所:建設省都市局公園緑地課資料)

II 国、県、市町村の役割分担

①基本的考え方

国は、県、市町村に対し、各種の助成・指導を行うほか、補助金を交付している。特に、田園公園については、田園地域の保全と屋外レクリエーションの機会の提供という観点から重要視されており、補助率が75%と高率となっている。なお、県や市町村は、条例によって、公園内の行為制限を行っている。

公園・レクリエーションに関する予算については、経常経費は地方税及び収益により、投資経費は公債及び補助金により賅われている。

また、県、市町村は、入会地 (common land) においては各種の公共施設を、その他の田園地域内においては田園地域法 (Countryside Act 1968) に基づき、ピクニック場やキャンプ場を、積極的に整備している。このほか、野外レクリエーション、アメニティの関係では、グリーン・ベルトや森林公園といった諸制度がある。

②国の関与

田園公園については、その設置の際、田園地域委員会 (Countryside Commission) の承認を要する。また、民間も田園公園の設置主体となることができる。このほか、イギリス自然保護会議 (English Nature) や森林委員会 (Forestry Commission) 等の関係機関と密接な連絡・調整が行われている (第1章の (参考) を参照。)

(出所: DoE, "The Functions of Local Authorities in England," 1992)

(3)フランス

I 整備状況

○制度

種別	整備・管理主体	費用負担
都市公園(散歩道、公園、公共庭園、公共公園等)	県 市町村	国 県 市町村

(出所:「公園緑地」1977年4月号)

○財源

総事業費 3億2,000フラン(1975)

◇緑地税(県)

「繊細で環境の変化にもろい地域」(財政法)において、面地分譲や一定の住居用建築物の建築に対して徴収されるもので、県による特定の風致保全地域の収用、先買権を行使した土地の買収等の費用に充てられている。

◇設備地方税(市町村)

建物の新築、改増築に対して、一律の建物評価基準に基づき、その建築行為を行う者に課税される。街路樹の整備や公共施設の緑化等に使用される。

(出所:「公園緑地」1977年4月号)

○整備水準

一人当たり公園面積 (m²/人)

約 11.6(1989)

(出所:建設省都市局公園緑地課資料)

II 国、県、市町村の役割分担

①基本的考え方

フランスの公園には、地域制公園としての性格が強い国立公園や地方自然公園があるが、都市住民の休息やレクリエーションに供される都市公園については、主に市町村がその整備を行っている。国は、複数の省庁の協議に基づき各種補助金を組み合わせることで、効果的な公園緑地の整備促進を図っており、県及び市町村の公園緑地に

係る事業費の約4分の1が国の補助金で賄われている。また、県も、人口や緑地量に応じて市町村に対し補助を行っている。

②国の関与

国の事業予算には、大都市地域又は観光地に隣接する森林で国家的な見地から保全する必要があるものを取得・管理することを目的とする農林省予算のほか、SD（基本計画：都市のマスタープランで従来都市整備基本計画（SDAU）と呼ばれていたもの）及びPOS（土地占用計画）に基づいた秩序ある都市発展のための保留地を確保し、また国による大規模開発の用地を確保するための設備省予算がある。

また、補助金には、公園緑地の新設の際の用地費及び補償費について県及び市町村に対して交付される設備省補助金、森林取得についての農林省補助金、実験的な緑地の整備を推進するためのFIANE（自然と生活環境整備基金）がある。

（出所：「公園緑地」1977年4月号）

(4)ドイツ

I 整備状況

○制度

種別	整備・管理主体	費用負担
都市公園	州 市町村	州 市町村

(出所：住宅・社会資本整備研究会「欧米の住宅・社会資本整備に関する調査報告書」、1988)

○財源

地区施設整備負担金（市町村）

○整備水準

一人当たり公園面積（m²/人）

和 37.4(1984)

ライプヒ 51.1(1988)

(出所：建設省都市局公園緑地課資料)

II 連邦、州、市町村の役割分担

①基本的考え方

公園の整備・管理は州及び市町村の任務であり、建設法典に基づき、Fプラン、Bプラン中に公園緑地が定められ、計画的な整備がなされている。開発行為に伴う公園緑地の整備については、受益に応じて市町村によって土地所有者に対し課される地区施設整備負担金（整備費用の最高90%）が財源となっている。

②連邦の関与

各都市は独自の公園緑地の分類を行っており、統一された種別による体系は存在しないが、「緑地及びレクリエーション計画法」により、公園の計画・整備は「公園の計画基準及び建設に関するドイツ工業規格（DIN）」に従って実施されている。

(出所：住宅・社会資本整備研究会「欧米の住宅・社会資本整備に関する調査報告書」、1988)